

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年9月21日（令和4年（行個）諮問第5190号）

答申日：令和6年5月24日（令和6年度（行個）答申第5004号）

事件名：本人が行った給与決定審査申立てに関する文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表1ないし別表3に掲げる75文書（以下、順に「文書1」ないし「文書75」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表4に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）13条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月25日付け庶7（5）第280号により特定地方法務局長（以下「特定地方法務局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

- (1) 審査請求人は、令和4年2月25日付け受付第5号から第7号までで（原文ママ）、処分庁に対し法に基づき開示を請求した。
- (2) 処分庁は、原処分を行った。
- (3) 本審査請求で争う処分（原処分）の理由として、以下の記載があった。  
「令和4年4月25日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶7（5）第280号）別紙（1）～（5）」
- (4) これは、以下のことから原処分は妥当ではない。

本件は、審査請求人の平成〇年度の能力評価の情報に関する事案である。

平成〇年度能力評価が低位評価であったことから、苦情処理申出を行ったものの、苦情処理委員会は、審査請求人の主張を採用せずに低位評価に基づく給与決定をした。

審査請求人は、上記の人事評価及び苦情処理委員会の決定に不服があるため、人事院に給与決定審査申出を行った。人事院は、令和〇年〇月〇日付けで特定地方法務局長による平成〇年〇月〇日付け給与決定に対して更正決定を行った。

特定地方法務局及び苦情処理委員会の決定と人事院の更正決定とは大きく異なるものであると言わざるを得ない。人事院による給与決定審査申出において、更正決定が下されるということは、当時の特定地方法務局長の審査請求人に対する人事評価、人事評価に基づく給与決定に違法性が認められてのことである。

審査請求人が、本件不服申立てを行うのは、違法性の内容を確認する必要があるためだ。行政手続きは、適法になされることが前提であるところ、本件に関しては、適法性が揺らいでいるのである。

また、平成〇年度の能力評価においては、当時の審査請求人の評価者である特定人Aによる人事評価に係る基礎事実の信ぴょう性について大いに疑問が生じるところである。平成〇年〇月〇日～〇日に行われた期末面談では、人事評価に係る基礎事実の公表を特定人A自らは行わず、低位評価を押し付けられた。このため苦情処理申出を行ったのであるが、ここで特定人Aが作成した平成〇年〇月〇日付け報告書（以下「特定報告書」という。）は、人事評価の基礎事実というよりは、言いがかり、虚偽・捏造による人格権の破壊といったものであった。特定人A及び当時の特定地方法務局長が行ったことは、民間企業の人員整理で行われる方法と酷似しており、反論する者の人格権を徹底的に破壊し、苦情処理申出の反論をあきらめさせるようなものであった。当然、特定報告書は、人事評価期末面談で提示されていないものばかりであり、期首面談で提示されていない基礎事実は、人事評価の基礎事実として認められないものである。人事評価がなされる際には、評価者と被評価者において、基礎事実の共有がなされることが重要であるが、そのようになっていない。平成〇年度の能力評価に係る人事評価は公正・公平でないということである。

以上を踏まえると、行政機関が保有する個人情報については、内容が事実であることが前提とされるところ、本件に関しては、内容が事実でないことが存在すると思われる。そのために、情報公開を行ったところであるが、黒塗り状態で、不開示とされている箇所が多数存在する。

情報公開制度においては、訂正請求制度がある。これを利用するにも、本件のように黒塗りにされているは、手の出しようもない。

以上のことから、不開示に関する不服申立てをするものである。

(5) 以上のとおり、原処分は情報公開法（原文ママ）の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

##### (1) 開示請求について

審査請求人は、令和4年2月25日、処分庁に対し、法13条1項の規定に基づき、以下のアからウまでの保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

##### ア 令和4年2月25日受付第5号

令和○年○月○日付けで請求者が人事院に申し立てた給与審査申立に関する、申立から決定までに係る書類及びその他の情報全て

##### イ 令和4年2月25日受付第6号

平成○年○月○日付けで請求者が特定地方法務局長へ申し出た、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの能力評価についての苦情処理申出に関する、申立から結果に係る書類及びその他の情報全て

##### ウ 令和4年2月25日受付第7号

(ア) 請求者が特定地方法務局特定支局総務課係長であった当時、当時の特定支局長が平成○年○～○月頃に作成した請求者に関する平成30年10月1日付け人事異動に係る臨時報告書

(イ) 令和○年○月○日に行った請求者と特定地方法務局総務課長との面談の記録

(ウ) 令和○年○月下旬に行った請求者と特定地方法務局総務課長との面談の記録

(エ) 令和○年○月上旬に行った請求者と特定地方法務局総務課長との面談の記録

(オ) 令和○年○月上旬に行った請求者と特定地方法務局長との面談の記録

(カ) 令和○年○月から○月の間の、当時の特定支局長と総務課長との、請求者の平成○年○月○日付け人事異動に関する面談の記録

(キ) 請求者について、平成○年○月○日付け人事異動を行わないと決定した際に作成した書類

##### (2) 開示決定等について

本件開示請求に対し、処分庁は、前記(1)アからウまでに係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）のうち、法14条2号並びに7号柱書き及びニに該当する部分（その内容は、別表1ないし3記載のとおりである。）を除き、部分開示の決定（原処分）を行った。

なお、前記(1)ウ(エ)(オ)(カ)については、保有個人情報が存在しない。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、保有個人情報の訂正請求に必要であるとして、不開示とされた部分の原処分を取り消し、対象となる情報を開示することを求めている。

### 3 原処分の妥当性について

#### (1) 本件対象保有個人情報について

##### ア 前記1(1)ア(受付第5号)関係

審査請求人が人事院に申し立てた給与審査申立に関する行政文書には、給与審査申立に関する人事院から特定地方法務局への通知・照会、それに対する特定地方法務局からの回答、人事院による事実調査、審査請求人が処分庁に対して行った人事評価の苦情処理申出、それに対する特定地方法務局等における調査・検討、関係者への事情聴取、関係機関との連絡・調整等に関する情報が記載されている。

##### イ 前記1(1)イ(受付第6号)関係

審査請求人が処分庁に申し出た能力評価についての苦情処理申出に関する行政文書には、人事評価の苦情処理申出、それに対する特定地方法務局等における調査・検討、関係者への事情聴取、関係機関との連絡・調整等に関する情報が記載されている。

##### ウ 前記1(1)ウ(受付第7号)関係

平成〇年〇月〇日付けの人事異動等に関する行政文書には、特定地方法務局特定支局長から同局総務課長へのメモ及びメールの内容、同局総務課長と審査請求人との面談内容、平成〇年〇月〇日付け人事異動計画等に関する情報が記載されている。

#### (2) 本件対象保有個人情報に係る不開示情報該当性について

##### ア 関係者の氏名、役職等について

本件対象保有個人情報には、関係者の氏名、役職、電話番号、メールアドレスの情報が含まれているところ、これらは、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であることから、当該情報を法14条2号に該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

##### イ 特定地方法務局における検討過程、関係者への聴き取り内容等について

本件対象保有個人情報には、給与審査申立てや人事評価の苦情処理申出に関する特定地方法務局における検討過程、関係者への事情聴取などの調査、関係機関との連絡調整に関する情報が含まれているところ、これらの情報を開示することになれば、申立人や申出人との関係への影響を憂慮して、職員が率直な意見を表すこと、関係者

が聴取に対して事実関係を申述し、率直な所感を述べることをちゅうちょする又は聴取に応じることを拒否するおそれもあるほか、検討や調査の過程で連絡調整を行っている職員の所属・氏名、具体的な調整内容、調査の着眼点等が明らかとなり、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるだけでなく、事情聴取を受ける被評価者及び評価者が、その着眼点を意識することによって、ありのまま率直な見解を述べなくなるおそれもあり、その結果、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報を法14条7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

ウ 専用端末に関するURLについて

本件対象保有個人情報には、メール文書の中に特定地方法務局に設置された専用端末に関するURL（公開されていないもの）の情報が含まれているところ、これはその一部でも開示されると、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、当該情報を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

エ 電話番号について

本件対象保有個人情報には、ホームページ等で対外的に公表されていない電話番号（内線番号）の情報が含まれているところ、これらの電話番号は職員、関係機関担当者等との間での連絡に用いているものであり、開示することになれば、外部の者がこれらを見だりに利用することにより、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、当該情報を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

オ 人事評価記録書、人事異動計画等について

本件対象保有個人情報には、人事評価記録書の評価者及び調整者の所見、項目ごとの評語及び職務行動記録メモの被評価者の評価の基礎となる職務行動の概要等の情報が含まれているところ、これらの情報は、被評価者に開示することは想定されておらず、開示することになれば、評価者等は被評価者から反発、苦情、非難等を受けることや、被評価者との間の信頼関係が失われることによってその後の業務運営が困難になることを恐れ、今後行われる人事評価において、率直かつ詳細な記載を避ける事態も想定され、その結果、適切

な人事評価を行うことができなくなるにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報を法14条7号ニに該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

また、本件対象保有個人情報には、所属長が作成した人事異動に関する報告において人事異動に係る所属長の所見及びそれを裏付ける資料に関する情報、人事異動計画に関する情報が含まれているところ、これらの情報は対象職員に開示されないことを前提としており、開示することとなれば、所属長や人事事務担当者が、対象職員から反発、苦情、非難等を受けることや、対象職員との間の信頼関係が失われることを恐れ、人事異動に関して率直かつ詳細な意見の記載を避けることも想定され、その結果、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適正な人事異動を行うことができなくなるにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報を法14条7号ニに該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

#### 4 結論

本件対象保有個人情報に係る不開示情報該当性については、前記3(2)で示したとおりであり、原処分において不開示とした部分については、それぞれ不開示情報に該当すると認められることから、部分開示の決定を行った原処分は適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和4年9月21日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年10月7日   | 審議                |
| ④ | 同年11月29日  | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和6年4月12日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月17日   | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、本件対象保有個人情報に係る不開示情報該当性につき、上記第3の3(2)のとおり説明し、原処分は適当であるとしていることから、以

下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 文書1の不開示部分（文書1の不開示部分に記録された保有個人情報を意味する。以下同じ。）について

標記の不開示部分は、文書1のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URLに記録された保有個人情報であると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局においての関係機関との連絡・調整等に関する情報であり、検討や調査の過程で連絡調整を行っている職員の所属・氏名、具体的な調整内容が記載されており、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ そこで検討すると、標記の不開示部分（URLを除く。）の内容に照らせば、これを開示すると、今後同様の案件の際に、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、不開示部分のうちURLは、メール文書の中に特定地方法務局に設置された専用端末に関するURL（公開されていないもの）の情報が含まれているところ、これはその一部でも開示されると、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である旨上記第3の3（2）ウにおいて諮問庁は説明するところ、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、標記の不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### (2) 文書2の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URLに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### （３）文書３の不開示部分について

ア 標記の不開示部分は、手書きのメモ、「苦情処理申出に係る審理結果について」の一部、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URLに記録された保有個人情報であると認められる。

#### イ 検討

（ア）標記の不開示部分のうち、手書きのメモ、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URLについて

当審査会事務局職員をして当該不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛

け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 標記の不開示部分のうち、P(本件対象保有個人情報記録された文書の右下記載の番号(ページ数))を示す。以下同じ。)94の「苦情処理申出に係る審理結果について」の一部について

当該不開示部分は、東京法務局苦情処理委員会委員長から特定地方法務局長宛ての文書「苦情処理申出に係る審理結果について」の一部であると認められるところ、当該不開示部分の一部は、特定地方法務局長が審査請求人に対して通知した文書(苦情処理結果通知書)と同様の記載がされていることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

そうすると、当該不開示部分の一部を開示しても、上記第3の3(2)イにおいて諮問庁が説明する、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、当該不開示部分のその余の部分も、その記載内容に照らせば、これを開示しても、上記第3の3(2)イにおいて諮問庁が説明する、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (4) 文書4の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URL、「給与の決定に関する審査の申立て事案に係る照会について(回報)」の一部、「照会事項Ⅱに対する回答」の一部に記載された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分(URLを除く。)の不

開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（下記で検討する部分を除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書及びその添付文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分（下記で検討する部分を除く。）は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、「照会事項Ⅱに対する回答」のうち、「照会事項Ⅱの 3 「苦情相談について」」欄の回答内容については、審査請求人の知り得る情報と考えられ、また、本件対象保有個人情報別の部分で開示していることから、諮問庁が説明する、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法 14 条 7 号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に、標記の不開示部分のうち URL について検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関する URL の情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （５）文書 5 の不開示部分について

ア 標記の不開示部分は、P 108 の回答書目録の一部、P 153 ないし P 167 の電話聴取書・口頭録取書及び P 444 及び P 445 の電話録取書の一部、P 103 及び P 105 の手書きのメモ、P 107 の「給与の決定に関する審査の申立て事案に係る照会について（回報）」の一部、P 313 ないし P 320 及び P 463 ないし P 470 の「第 3 苦情申出に対する当職意見」の欄（項目名を除く。）及び第 4 の欄、P 320 及び P 470 の「第 5 提出書類」の（５）、P 452 の決裁文書中の担当者メモの一部、P 454 及び P 457 の「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄（項目名を除く。）、P 459 ないし P 461 の「照会事項Ⅱに対する回答」の一部、P 304、P 308、P 348、P 349 及び P 441 の URL、P 103 及び P 186 の内線番号、P 142 ないし P 147、P 168、P 169

及びP 4 4 6 ないしP 4 4 9 の人事評価記録書の一部， P 1 4 8 ないしP 1 5 2 の職務行動記録メモの一部， P 1 8 7 及びP 1 8 8 の職員の昇給に関する文書の全部， P 4 7 1 ないしP 4 7 3 の期末面談の実施状況についての文書の全部に記録された保有個人情報であると認められる。

イ P 1 0 8 の回答書目録， P 1 5 3 ないしP 1 6 7 の電話聴取書・口頭録取書並びにP 4 4 4 及びP 4 4 5 の電話録取書の一部について

標記の不開示部分には，関係者への事情聴取に関し，被聴取者及び聴取者の氏名，聴取内容，聴取場所，件名等が具体的に記録されており，これが開示されることになれば，被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれや，今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることなどにより，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3（2）ア及びイの諮問庁の説明は，不自然，不合理な点があるとまではいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，当該不開示部分（P 1 0 8 の回答書目録の日付等の情報を除く。）は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号及び7号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，P 1 0 8 の回答書目録の日付等の情報は，これを開示しても，被聴取者の氏名等が明らかにならないことから，被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれがあるとはいえず，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから，当該不開示部分は，法14条2号並びに7号柱書き及びニのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ P 1 0 3 及びP 1 0 5 の手書きのメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は，上記（1）アと同様であった。

これを検討すると，当該不開示部分の記載内容に照らせば，上記の諮問庁の説明は，不自然，不合理な点があるとまではいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

エ P 1 0 7 の「給与の決定に関する審査の申立て事案に係る照会について（回報）」の不開示部分について

標記の不開示部分を開示すると，具体的な調整内容等が明らかとな

り、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるなど、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨上記第3の3(2)において諮問庁は説明するところ、この諮問庁の説明は、当該不開示部分の内容に照らせば、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。  
オ P313ないしP320及びP463ないしP470の「第3 苦情申出に対する当職意見」の欄(項目名を除く。)及び第4の欄について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

苦情処理に係る職員間の対応方針等の協議・検討内容に関する情報であり、当該情報が開示されることになれば、今後苦情処理に関する職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、その結果、率直な協議、検討等を行うことができず、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明するところ、当該不開示部分は、審査請求人の苦情申出に対する特定地方法務局長の意見であることから、この諮問庁の説明には、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分(第4の標題を除く。)は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

しかしながら、当該不開示部分のうち、第4の標題については、文書5のP215中の開示されている部分と同様の内容であると認められることから、これを開示しても諮問庁が説明する、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、第4の標題については、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ P 3 2 0 及び P 4 7 0 の「第 5 提出書類」の（5）の不開示部分について

本件対象保有個人情報の別の部分において電話録取書が添付されており、標記の不開示部分は、容易に推測できる情報であることから、これを開示しても、諮問庁が説明する、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ P 4 5 2 の決裁文書中の担当者メモの一部について

決裁文書の伺い文の内容に照らせば、標記の不開示部分を開示しても、諮問庁が説明する、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク P 4 5 4 及び P 4 5 7 の「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄（項目名を除く。）について

標記の不開示部分は、平成 3 1 年 1 月 1 8 日付けの「苦情処理申出に係る審理結果について」の不開示部分に記録された保有個人情報であるところ、上記（3）イ（イ）と同様の理由により、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ P 4 5 9 ないし P 4 6 1 の「照会事項Ⅱに対する回答」の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局における検討過程等に関する情報で具体的な検討内容が記載されており、また、特定地方法務局の見解が率直に記載されているが、これが開示されることになれば、担当職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そこで検討すると、当該不開示部分の記録内容に照らせば、上記の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これ

を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ P304, P308, P348, P349及びP441のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

サ P103及びP186の内線番号について

標記の内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、審査請求人が知り得る内線番号であることから、これを開示しても、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

シ P142ないしP147, P168, P169及びP446ないしP449の人事評価記録書の一部について

国家公務員に係る人事評価については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）によりその実施が規定され、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号。以下「政令」という。）9条により、①評価者が、被評価者について、個別評語及び評価者としての全体評語を付すことにより評価を行い、②その評価者による評価について、調整者が審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整を行い、③その調整者による調整について、実施権者が審査を行い、当該評価が適当である旨の確認を行うものとされている。また、政令10条により、実施権者が上記確認を行った後、評価の結果を当該被評価者に開示するものとされ、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号。以下「内閣官房令」という。）3条において、評価結果の開示は、実施権者により確認された全体評語を含むものでなければならないとされている。さらに、「人事評価の基準、方法等について」（平成21年総人恩総第218号）において、「評価結果の開

示については、内閣官房令4条の規定により、原則として、最低限全体評語を含むものとして開示する必要があることとされた。評価結果の開示が職員の主体的な取組を促すための措置であることも踏まえ、人事評価実施規程において、適切な開示範囲を定めること。」とされている。

以上を踏まえ検討すると、国家公務員に係る人事評価は、政令及び内閣官房令により、最低限、実施権者により確認された全体評語は被評価者に開示することが求められているが、それ以外の評価結果については、各所轄庁の長が人事評価実施規程において開示範囲を定めることとされていると認められる。

そこで、処分庁における人事評価実施規程である法務省人事評価実施規程（平成21年9月2日付け法務省人服訓第2112号。なお、同規程は、本件対象保有個人情報の一部である。）を見分したところ、同規程8条1項において、「評価者は、次の各号に掲げる被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。」と定められ、同条2項において、「前項各号に規定する被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が中位より下（中略）のものである場合には、当該全体評語を開示しなければならない。」と定められていると認められる。

また、被評価者（審査請求人）は、標記文書における評語の記載から、全体評語が中位より下のものと認められる。そうすると、当該不開示部分は、法務省人事評価実施規程により、開示の対象から除かれている被評価者に係る評価者及び調整者の評価が記載される部分であり、同規程を前提とした評価者等が、被評価者（審査請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものと推察され、これらを開示すると、今後行われる人事評価において、評価者等が率直な評価を記載することが困難になる場合も想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、下記で検討する部分以外の不開示部分については、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、①不開示部分の人事評価の全体評語（能力評価の評価者の全体評語）については、本件対象保有個人情報の他の部分で開示している情報であることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号ニの不開示情報に該当せず、P143の評価者の全体評語については、開示すべきである。

また、不開示部分のうち、能力評価の評価項目1<倫理>の評価者

の評語，評価項目 3 <協調性> の評価者の評語，評価項目 4 <説明> の評価者の評語，評価項目 5 <業務遂行> の評価者の評語は，本件対象保有個人情報の他の部分において開示されており，審査請求人が知り得る情報であることから，上記評価項目 1，3，4 及び 5 の評語は，これを開示しても，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，法 14 条 7 号ニに該当せず，開示すべきである。

ス P 1 4 8 ないし P 1 5 2 の職務行動記録メモの一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

職務行動記録メモは，当時の「特定地方法務局人事評価実施要領」に基づき作成されたものであり，不開示部分については，人事管理に係る事務に関する情報が含まれており，人事評価上の着眼点となる行動や指導内容等が記録されている。これらの情報は開示されることが想定されておらず，開示されることになれば，被評価者から反発，苦情，非難等を受けることや，被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によってその後の業務運営が困難になることを恐れ，率直かつ詳細な記載を避け，当たり障りのない記載をすする事態も想定され，その結果，正確かつ詳細な人事情報の把握ができず，適切な人事評価を行うことができなくなり，公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがある。

そこで検討すると，当該不開示部分の記録内容に照らせば，これを開示すると，率直かつ詳細な記載を避け，当たり障りのない記載をすする事態も想定され，その結果，正確かつ詳細な人事情報の把握ができず，適切な人事評価を行うことができなくなり，公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は，不自然，不合理な点があるとはいえない。

したがって，当該不開示部分は，法 14 条 7 号ニに該当し，不開示としたことは妥当である。

セ P 1 8 7 及び P 1 8 8 の職員の昇給に関する文書の全部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

当該情報は昇給区分決定決裁原議写しであり，審査請求人以外の職員の氏名については黒塗りになっているものの，特定地方法務局の職員の人事評価や昇給の区分について記録されている文書であり，これが開示されることになれば，人事事務担当者が，職員から反発，

苦情，非難等を受けることや，作成担当者が身構えてしまい，率直かつ詳細な身上把握が望み難くなり，正確かつ詳細な人事情報の把握ができず，適正な人事異動が行われぬなど公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

そこで検討すると，上記の諮問庁の説明は，不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号ニに該当し，不開示としたことは妥当である。

ソ P471ないしP473の期末面談の実施状況についての文書の全部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

苦情処理に係る文書の補足文書であり，これが開示されることになれば，申立人から，反発，苦情，非難等を受けることによって，その後の業務運営が困難になることをおそれ，申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され，率直な協議，検討等を行うことができず，ひいては，恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれが生じ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると，当該不開示部分（P471の1行目ないし4行目を除く。）の内容に照らせば，この諮問庁の説明は，不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，P471の1行目ないし4行目については，同内容が本件対象保有個人情報の他の部分において開示されていることから，当該不開示部分は，これを開示しても，諮問庁が説明する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，当該不開示部分は，法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(6) 文書6の電話・口頭聴取書の不開示部分について

この点に関する上記第3の3(2)の諮問庁の説明に関し，当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は，上記(1)アと同様であった。

これを検討すると，当該不開示部分の記載内容に照らせば，この諮問

庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 文書8の不開示部分について

標記の不開示部分は、P504の担当者メモ、P505及びP506の「調査事項に対する回答」の一部、P508及びP509の人事評価記録書の一部、P510の人事評価結果開示等状況報告書の一部、P511ないしP515の職務行動記録メモの一部、P516ないしP518の期末面談の実施状況についての文書の一部、P545及びP546のメール文書の一部（URLを除く。）、P545及びP546のURL、P547及びP548の「調査事項に関する回答」の一部、P547の手書きメモに記録された保有個人情報であると認められる。

ア P504の担当者メモについて

標記の不開示部分には、連絡調整を行っている職員の所属等やメモを記載した職員の名前（姓）が記録されていると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局においての関係機関との連絡・調整等に関する情報であり、特定地方法務局における具体的な調査手法及び調査の過程で連絡調整を行っている職員の所属が記録されており、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分には、関係機関の連絡調整を行っている職員の所属等が記録されていることから、これを開示すると、諮問庁が説明するように、今後同様の案件の際に関係機関の担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定することができないことから、事務の適正な遂行に支障を及ぼす等のおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ P505及びP506の「調査事項に対する回答」の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局においての給与審査申立てに係る調査に関する情報であり、具体的な調査に対する回答が記録されており、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分は、特定地方法務局においての給与審査申立てに係る調査に関する情報であり、具体的な調査に対する回答が記載されており、また、手書きで修正されている部分があることが認められる。

そうすると、これを開示すると、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### ウ P508及びP509の人事評価記録書の一部について

標記の不開示部分は、上記(5)シと同様の理由により、次に判断する部分を除いて、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、能力評価の評価項目1<倫理>の評価者の評語、評価項目3<協調性>の評価者の評語、評価項目4<説明>の評価者の評語、評価項目5<業務遂行>の評価者の評語は、本件対象保有個人情報その他の部分において開示されており、審査請求人が知り得る情報であることから、上記評価項目1、3、4及び5の評語は、これを開示しても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当せず、開示すべきである。

エ P 5 1 0 の人事評価結果開示等状況報告書の一部について

標記不開示部分は、審査請求人以外の2名の被評価者の氏名及び開示の有無欄並びにそのうち1名の期末面談実施日及び開示日に関する情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

人事評価の開示結果に関する文書であり、審査請求人以外の結果についても記録されている。人事評価の結果の開示は被評価者本人のみが知りうる情報であり、これが開示されることになれば、被評価者と評価者の信頼関係が失われることになり、ひいては、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、これを開示すると、被評価者と評価者の信頼関係が失われることになり、ひいては、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ P 5 1 1 ないし P 5 1 5 の職務行動記録メモの一部について

標記の不開示部分は、上記(5)スと同様の理由により、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ P 5 1 6 ないし P 5 1 8 の期末面談の実施状況についての文書の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

苦情処理に係る文書の補足文書であり、これが開示されることになれば、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ P545及びP546のメール文書の一部（URLを除く。）について

標記の不開示部分は、メール文書に記録されたメール送信者の情報、宛先、メール本文、添付ファイルの名称であると認められる（なお、別表1の文書8の部分では、当該メール文書の件名も不開示部分に含まれているが、諮問書に添付された開示実施保有個人情報の写しにおいては、件名は開示されているので、この点については判断しない。）。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった

これを検討すると、標記の不開示部分は、特定地方法務局の職員と関係機関の職員との間でやり取りされたメール文書であり、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク P545及びP546のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ケ P547及びP548の「調査事項に関する回答」の一部について

標記の不開示部分は、上記イとほぼ同内容の部分であることから、上記イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ P547の手書きメモ

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局における関係機関との連絡・調整等に関する情報で

あり、関係機関からの具体的な調整内容が記載されており、これが開示されることになれば、今後関係機関において、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、不開示部分の内容に照らせば、これを開示すると、諮問庁が説明するように、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは否定できない。

したがって、標記の不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 文書9の不開示部分について

標記の不開示部分は、P550の内線番号、P552及びP553の「調査事項に対する回答」の一部、P555の人事評価結果開示等状況報告書の一部、P626のメール文書（URLを除く。）の一部、P626のURL並びにP579の特定支局職員緊急連絡網、P614の持出備品管理簿及びP619の特定地方法務局幹部職員緊急連絡網の各一部であると認められる。

ア P550の内線番号について

標記の内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、上記(5)サと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ P552及びP553の「調査事項に対する回答」の一部について  
標記の不開示部分は、上記(7)イとほぼ同内容の部分であることから、上記(7)イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ P555の人事評価結果開示等状況報告書の一部について

標記の不開示部分は、上記(7)エと同様であることから、上記(7)エと同様の理由により、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ P 6 2 6 のメール文書（URLを除く。）について

標記の不開示部分は、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、メール本文、件名、添付ファイルの名称であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ P 6 2 6 のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ P 5 7 9 の特定支局職員緊急連絡網、P 6 1 4 の持出備品管理簿及びP 6 1 9 の特定地方法務局幹部職員緊急連絡網の一部について

（ア）P 5 7 9 の特定支局職員緊急連絡網の一部について

標記の不開示部分は、特定支局の各職員の電話番号及びメールアドレスの一部並びに特定支局の緊急連絡先に関する情報であると認められる

当審査会事務局職員をして当該不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人本人が知り得る情報であるものの、不開示部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

そこで検討すると、当該不開示部分のうち各職員の電話番号、メールアドレスの部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法1

4条2号本文前段に該当すると認められる。次に同号ただし書について検討すると、特定支局は審査請求人の所属する支局であることから、標記の不開示部分の情報は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号イに該当する。したがって、当該不開示部分のうち、各職員の電話番号、メールアドレスの部分は、法14条2号に該当しない。また、当該不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であることから、同条7号柱書き及びニにも該当しない。

その余の不開示部分である特定支局の緊急連絡先に関する情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号、7号柱書き及びニに該当しない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号、7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) P614の持出備品管理簿記載の一部について

標記の不開示部分は、審査請求人本人使用の携帯電話番号であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人が知り得る情報であるものの、当該電話番号は、ホームページ等で対外的に公表されていない情報であり、これらの番号、アドレスは、職員等との間での連絡に用いられるものであり、開示することになれば、外部の者がこれらのみだりに利用することにより、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そこで検討すると、標記の不開示部分は、審査請求人が貸与され使用していた携帯電話の電話番号であり、審査請求人が知り得る電話番号であることから、これを開示しても、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(ウ) P619の特定地方法務局幹部職員緊急連絡網の一部について

a 標記の緊急連絡網の不開示部分（特定支局長欄の不開示部分及び下記bで検討する部分を除く。）は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも

の（他の情報と照合することにより，14条2号本文前段の審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，当該不開示部分は，個人識別部分であることから，部分開示の余地もない。

したがって，当該不開示部分は，法14条2号に該当し，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，特定支局長欄の不開示部分は，上記（ア）の特定支局職員緊急連絡網（P579）の特定支局長の不開示部分と同内容であることから，上記（ア）と同様の理由により，当該不開示部分は，法14条2号に該当せず，開示すべきである。

b 標記の連絡網の下段の不開示部分について，当審査会事務局職員をして不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は，該当文書が格納されているフォルダのパス（ファイルが格納されている場所を示すアドレスのようなもの）であり，当該パスは開示されることは想定されておらず，開示されることになれば，不正アクセスの危険が高まり，情報の改ざんや個人情報の流失が行われるおそれがあるなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨諮問庁は説明する。

これを検討すると，上記の諮問庁の説明に，特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

#### （9）文書10の不開示部分について

標記の不開示部分は，P627の手書きメモ，P629ないしP631の人事院からの照会事項の一部に記録された保有個人情報であると認められる。

##### ア P627の手書きメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は，上記（1）アと同様であった。

これを検討すると，当該不開示部分には，関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから，不開示部分の記載内容に照らせば，これを開示すると，今後関係機関において，申立人から，反発，苦情，非難等を受けることによって，意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは、妥当である。

イ P629ないしP631の人事院からの照会事項の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

不開示部分が記録されている文書（給与の決定に関する審査の申立て事案に関する照会）は苦情処理申立てに係る人事院から特定地方方法務局への照会文書であるが、その内容は文書5のP313ないしP320（開示される評価結果に対する苦情の申出について（報告））で不開示とした内容を引用していることから、苦情処理に係る職員間の対応方針等の協議・検討内容に関する情報であり、当該情報が開示されることになれば、今後苦情処理に関する職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、その結果、率直な協議、検討等を行うことができず、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 文書11の不開示部分について

標記の不開示部分は、P632の手書きメモ、P633ないしP635の人事院からの調査事項に対する回答の一部、P637ないしP639の人事院からの照会事項の一部、P641ないしP648の「第3苦情申出に対する当職意見」の欄（項目名を除く。）及び第4の欄、P648の「第5 提出書類」の(5)、P675及びP676のURL、P803の特定支局職員緊急連絡網の一部に記録された保有個人情報であると認められる。

ア P632の手書きメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分には、関係機関との具体的な調

整内容が含まれていることから、不開示部分の記載内容に照らせば、これを開示すると、今後関係機関において、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは、妥当である。

イ P633ないしP635の人事院からの調査事項に対する回答の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

標記回答は、文書5のP313ないしP320（開示される評価結果に対する苦情の申出について（報告））の内容について人事院から照会があったものへの回答であり、文書5の上記部分に関する事項の詳細（人事評価上の着眼点となる行動や指導内容等）が記録されているところ、これらの情報は開示されることが想定されておらず、開示されることになれば、被評価者から反発、苦情、非難等を受けることや、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によってその後の業務運営が困難になることを恐れ、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態も想定され、その結果、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適切な人事評価を行うことができなくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ P637ないしP639の人事院からの照会事項の一部について

標記の不開示部分の内容は、文書10のP629ないしP631の不開示部分と同様の内容であることから、上記（9）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ P641ないしP648の「第3 苦情申出に対する当職意見」の欄（項目名を除く。）及び第4について

標記の不開示部分は、上記（5）オの不開示部分と同様の内容であることから、上記（5）オと同様の理由により、第4の標題を除いた部分

は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく不開示としたことは妥当であるが、第4の標題については、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ P648の「第5 提出書類」の(5)の不開示部分について

標記の不開示部分は、上記(5)カの不開示部分と同内容であることから、上記(5)カと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ P675及びP676のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記録されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

キ P803の特定支局職員緊急連絡網の一部について

標記の不開示部分は、P579の特定支局職員緊急連絡網の不開示部分と同様の内容であると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、上記(8)カ(ア)と同様の理由により、法14条2号、7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(11) 文書12の不開示部分について

標記の不開示部分は、P804の内線番号、P807ないしP809及びP810ないしP812の人事院からの調査事項に対する回答の各一部、P813及びP814のメール文書の一部(URLを除く。)、P813及びP814のURLに記録された保有個人情報であると認められる。

ア P804の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、審査請求人が知り得る内線番号であり、また、本件対象保有個人情報の別の部分で開示されていることから、これを開示しても、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ P807ないしP809及びP810ないしP812の人事院からの調査事項に対する回答の各一部について

標記の不開示部分は、P633ないしP635の不開示部分とそれぞれほぼ同様の内容であることから、上記(10)イと同様の理由により、

当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ P813及びP814のメール文書の一部（URLを除く。）について

標記の不開示部分は、メール文書に記録されたメール送信者の情報、宛先、メール本文、件名、添付ファイルの名称であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（メール本文に記載されているメールソフトの情報を除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、メール本文に記載されているメールソフトの情報は、これを開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ P813及びP814のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記録されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（12）文書13の不開示部分について

標記の不開示部分は、P815のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、担当者の手書きメモに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、上記の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(13) 文書14の不開示部分について

標記の不開示部分は、P816のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、担当者の手書きメモである。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

そうすると、標記の不開示部分は、上記(12)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(14) 文書15の不開示部分について

標記の不開示部分は、P817の下書きメールに記載されたメールの送信者の情報、宛先、件名、メール本文、担当者の手書きメモ、URLに記載された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分(メール本文に記載されているメールソフトの情報及びURLを除く。)は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡した下書きメール文書であり、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、メール本文に記載されているメールソフトの情報は、これを開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(15) 文書16の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール送信者の情報、宛先、件名、メール本文に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（件名及びメール本文に記載されているメールソフトの情報を除く。）は、特定地方法務局の職員と関係機関の職員とのメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、件名は、P 8 2 6の１行目で開示している情報と同様の情報と認められることから、これを開示しても、諮問庁が説明する上記のおそれがあることは認められない。

したがって、件名は、法１４条７号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

また、メール本文に記載されているメールソフトの情報は、これを開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法１４条７号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### （１６）文書１７の不開示部分について

標記の不開示部分は、P 8 2 7のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、担当者の手書きメモ及びP 8 2 9ないしP 8 3 1の人事院からの照会事項の一部に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

標記の不開示部分のうちP 8 2 7のメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及び担当者の手書きメモについて検討すると、当該不開示部分は、関係機関の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書等であり、当該メールの宛先には特定地方法務局の職員が含まれており、また、関係機関等との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うこと

ができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうち、P829ないしP831の人事院からの照会事項の一部について検討すると、当該不開示部分の内容は、文書10のP629ないしP631の不開示部分と同内容であることから、上記(9)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (17) 文書18の不開示部分について

標記の不開示部分は、下書きメール文書に記載された送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URLに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分(メール本文に記載されているメールソフトの情報及びURLを除く。)は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡した下書きメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、メール本文に記載されているメールソフトの情報は、これを開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (18) 文書19の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話聴取り書の開示請求者以外の者から聴取した

情報（被聴取者，聴取者，件名を含む。）であると認められる（なお，別表1の文書19の部分では，聴取場所も不開示部分に含まれているが，諮問書に添付された開示実施保有個人情報の写しにおいては，聴取場所は開示されているので，この点については判断しない。）。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は，上記（1）アと同様であった。

これを検討すると，当該不開示部分には，関係者への事情聴取についての被聴取者の氏名等が具体的に記載されており，これが開示されると，今後同様の案件の際に，被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれや，担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定できず，意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記の諮問庁の説明は，否定し難い。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

#### （19）文書20の不開示部分について

標記の不開示部分は，下書きメール文書に記載された送信者の情報，宛先，件名，メール本文，添付ファイルの名称，URLに記録された保有個人情報である。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は，上記（1）アと同様であった。

これを検討すると，標記の不開示部分（メール本文に記載されているメールソフトの情報及びURLを除く。）は，特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり，当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており，また，関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから，これを開示すると，今後同様の案件の際に，担当職員が，不当な働き掛け等を受けることを恐れて，率直な協議，検討等を行うことができず，意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は，否定し難い。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，メール本文に記載されているメールソフトの情報は，これを開示しても，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず，開示すべきである。

次に，標記の不開示部分のうちURLについて検討すると，当該不開示

部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（20）文書21の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載された送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及び人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報並びに担当者の手書きメモに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分は、関係機関の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書等であり、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（21）文書22の不開示部分について

標記の不開示部分は、下書きメール文書に記載された送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URLに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（メール本文に記載されているメールソフトの情報及びURLを除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、メール本文に記載されているメールソフトの情報は、これを開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(22) 文書23の不開示部分について

標記の不開示部分は、P838の決裁(●給与の決定に関する審査の申立て事案に係る事実調査について)の伺い文の一部、P839及びP840の各「給与の決定に関する審査の申立事案に係る事実調査について(通知)」の一部、P842の担当者メモの全部に記録された保有個人情報であると認められる。

ア P838の決裁の伺い文の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ P839及びP840の各「給与の決定に関する審査の申立事案に係る事実調査について(通知)」の一部並びにP842の担当者メモの全部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分が開示されることになれば、関係者及び担当者が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、率直な調査、意見聴取等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、これを開示すると、審査請求人以外の関係者のうち誰が事実調査の対象となったかなどが明らかになり、当該関係者等が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定できないことから、今後の同種事案において、率直な調査、意見聴取等を行うことが困難になり、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(23) 文書24の不開示部分について

標記の不開示部分は、P846のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURL並びに担当者の手書きメモ、P847及びP848の各「給与の決定に関する審査の申立事案に係る事実調査について（通知）」の一部、P849ないしP852の電話・口頭聴取り書の一部に記載された保有個人情報であると認められる。

ア P846のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURL並びに担当者の手書きメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの宛先には関係機関等の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ P847及びP848の各「給与の決定に関する審査の申立事案に係

る事実調査について（通知）」の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分が開示されることになれば、担当者が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、率直な調査、意見聴取等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、これを開示すると、審査請求人以外の関係者のうち誰が事実調査の対象となったかなどが明らかになることから、今後同様の案件の際に、被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれや、担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定できず、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ P849ないしP852の電話・口頭聴取り書の一部について

当該不開示部分には、関係者に対する事情聴取についての被聴取者の氏名や聴取内容等が具体的に記載されていることから、これが開示されると、今後同様の案件の際に、被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれや、担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定できず、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(2)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(24) 文書25の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載された1行目の情報、メール送信者の情報、宛先、メール本文及びURLに記録された保有個人情報であると認められる（なお、別表1の文書25の部分では、件名も不開示部分に含まれているが、諮問書に添付された開示実施保有個人情報の写しにおいては、件名は開示されているので、この点については判断しない。）。

ア 当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（1行目の情報、メール

本文に記載されているメールソフトの情報及びURLを除く。)の不  
開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、お  
おむね以下のとおり説明する。

当該メール文書は、人事院の面談に関する特定地方法務局内部にお  
ける文書であるが、開示されることは想定されておらず、これが開示さ  
れることになれば、申立人との関係への影響を憂慮して率直な意見を  
表すこと、事実関係を申述し、率直な所感を述べることをちゅうちょ  
する等の事態が起こるおそれがあり、ひいては、国の事務の適正な遂  
行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、上記の諮問  
庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足  
りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同  
号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、1行目の不開示の情報は、原処分で開示されてい  
る件名と同様の情報であると認められることから、これを開示しても、  
国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事  
務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある  
とは認められず、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、  
開示すべきである。

また、メール本文に記載されているメールソフトの情報は、これを  
開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認  
められず、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示す  
べきである。

#### イ URLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端  
末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分  
は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (25) 文書26の不開示部分について

標記の不開示部分は、P867の電話聴取り書の一部及び担当者  
の手書きメモ、P868の「給与の決定に関する審査の申立事案に係  
る照会について(回報)」の一部、P869の回答書目録の一部に記  
録された保有個人情報であると認められる。

#### ア P867の電話聴取り書の一部及び担当者の手書きメモについて

標記不開示部分には、特定地方法務局の職員と関係機関の職員  
との間の電話によるやり取りの内容等に関する情報及び当該情報の  
取扱いに関する事項が具体的に記録されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局と関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ P 8 6 8 の「給与の決定に関する審査の申立事案に係る照会について（回報）」の一部について

標記不開示部分の内容は、文書５のP 1 0 7の不開示部分と同様であるものと認められる。したがって、当該不開示部分は、上記（５）エと同様の理由により、法１４条７号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ P 8 6 9 の回答書目録の一部について

標記不開示部分の内容は、文書５のP 1 0 8の不開示部分と同様であるものと認められる。したがって、上記（５）イと同様の理由により、当該不開示部分のうち、日付等の情報を除いた部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同条２号及び７号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、日付等の情報の部分は、同条２号並びに７号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（２６）文書２７の不開示部分について

標記の不開示部分は、P 8 8 8の決裁の伺い文の一部、P 8 8 8の内線番号、P 8 8 9及びP 8 9 0の各「給与の決定に関する審査の申立事案に係る事実調査について（通知）」の一部であると認められる。

ア P 8 8 8の決裁の伺い文の一部

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、諮問庁の上記説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ P 8 8 8の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた

ところ，対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが，この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると，当該内線番号は，審査請求人が知り得る内線番号であり，また，本件対象保有個人情報の別の部分で開示されていることから，これを開示しても，職員間の円滑な情報伝達が妨げられ，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

ウ P889及びP890の各「給与の決定に関する審査の申立事案に係る事実調査について（通知）」の一部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分が開示されることになれば，関係者や担当者が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか，申立人から，反発，苦情，非難等を受けることによって，その後の業務運営が困難になることをおそれ，率直な調査，意見聴取等を行うことができず，ひいては，恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると，当該不開示部分の内容に照らせば，これを開示すると，審査請求人以外の関係者のうち誰が事実調査の対象となったかなどが明らかになることから，今後同様の案件の際に，被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれや，担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定できず，意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は，否定し難い。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(27) 文書28の不開示部分について

標記の不開示部分は，メール文書に記載されたメール送信者の情報，宛先，件名，メール本文，添付ファイルの名称，担当者の手書きメモ及びURLの他，添付ファイルの内容の一部に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は，特定地方法務局においての関係機関との連絡・調整

等に関する情報であり，検討や調査の過程で連絡調整を行っている職員の所属・氏名，具体的な調整内容が記載されており，これが開示されることになれば，今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか，申立人から，反発，苦情，非難等を受けることによって，その後の業務運営が困難になることをおそれ，申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され，率直な協議，検討等を行うことができず，ひいては，恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また，添付ファイルの内容は報告文書であるが，開示されることは想定されておらず，これが開示されることになれば，今後の同種事案において，申立人との関係への影響を憂慮して率直な意見を表すこと，事実関係を申述し，率直な所感を述べることをちゅうちょする又は報告をしない事態が起こるおそれがあり，ひいては，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると，標記の不開示部分（メール本文に記載されているメールソフトの情報及びURLを除く。）は，関係機関等の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書であり，当該不開示部分の内容に照らせば，添付ファイルの内容部分を含めて，これを開示すると，今後の同種事案において，申立人との関係への影響を憂慮して率直な意見を表すこと，事実関係を申述し，率直な所感を述べることをちゅうちょするなどのおそれがあり，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は，否定し難い。

したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，メール本文に記載されているメールソフトの情報は，これを開示しても，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず，開示すべきである。

次に，標記の不開示部分のうちURLについて検討すると，当該不開示部分には，特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると，上記（1）イと同様の理由により，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

#### （28）文書29の不開示部分について

ア 標記の不開示部分は，P896の内線番号，P899の担当者の手書きメモ，P902ないしP904の局長，次長の氏名及び新旧職名の表，P905の「給与の決定に関する審査の申立て事案に係る照会について（回報）」の一部，P906の回答書目録の一部並びにP937の電話聴取り書の一部及び担当者の手書きメモであると認められ

る。

イ P 8 9 6 の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ P 8 9 9 の担当者の手書きメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、特定地方法務局における関係機関との調整内容に関する情報であり、これが開示されることになれば、担当職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

そこで検討すると、標記の不開示部分の内容に照らせば、上記の諮問庁の説明が、不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ P 9 0 2 ないし P 9 0 4 の局長、次長の氏名及び新旧職名の表について

標記の不開示部分は、特定地方法務局の歴代の局長及び次長の氏名及び新旧職名の表であることから、これを開示しても、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないことから、法 1 4 条 7 号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ P 9 0 5 の「給与の決定に関する審査の申立て事案に係る照会について（回報）」の一部について

標記の不開示部分の内容は、文書5のP107の不開示部分と同様であるものと認められる。したがって、当該不開示部分は、上記（5）エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ P906の回答書目録の一部について

標記不開示部分の内容は、文書5のP108の不開示部分と同様であるものと認められる。したがって、上記（5）イと同様の理由により、当該不開示部分のうち、日付等の情報を除いた部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び7号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、日付等の情報の部分は、同条2号並びに7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ P937の電話聴取り書の一部及び担当者の手書きメモについて

標記不開示部分には、被聴取者、聴取者、聴取場所、件名及び聴取した内容に関する情報並びに当該情報の取扱いに関する事項が具体的に記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分は、特定地方法務局の職員と関係機関の職員との間の電話でやり取りした内容に関する記録であり、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(29) 文書30の不開示部分について

ア 標記の不開示部分は、P938の内線番号並びにP962及びP963の担当者メモ等に記録された保有個人情報であると認められる。

イ P938の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、審査請求人が知り得る内線番号であることから、これを開示しても、職員間の円滑な情報伝達が妨げら

れ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが新たに生じるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ P962及びP963の担当者メモ等について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てのメモ等であり、当該メモ等には関係機関との具体的な調整内容等が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(30) 文書31の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話聴取書の聴取内容、相手方欄（被聴取者の情報（電話番号を含む。））、当方欄の一部（聴取者の情報）、場所欄、件名欄に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局においての関係機関との連絡・調整等に関する情報であり、検討や調査の過程で連絡調整を行っている職員の所属・氏名、具体的な調整内容が記載されており、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に、担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、被聴取者の電話番号部分についてはホームページ等で対外的に公表されていない情報であり、この番号は、職員、関係機関担当者等との間での連絡に用いられるものであり、開示することになれば、外部の者がこれらを見だりに利用することにより、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、

国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分（電話番号部分を除く。）の内容に照らせば、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められず、また、当該電話番号については、対外的に公表されておらず、これを開示すると、国の機関が必要とする際の緊急の連絡等に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (31) 文書32の不開示部分について

標記の不開示部分は、P1074及びP1075の電話聴取書の件名の一部、先方欄の一部（被聴取者の情報）、当方欄の一部（聴取者の情報）、聴取内容、P1076及びP1077の電話聴取書の聴取内容、相手方欄（被聴取者の情報）、当方欄（聴取者の情報）、場所欄、件名欄に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、上記諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (32) 文書33の不開示部分について

標記の不開示部分は、P1078のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURL並びに担当者の手書きメモに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書及びこれに付記された手書きメモであり、当該メールの宛先には関係機関の職員が含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容等が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### (33) 文書34の不開示部分について

標記の不開示部分は、P1084の電話聴取書の聴取内容、相手方欄(被聴取者の情報)、当方欄(聴取者の情報)、場所欄及び件名欄並びにP1085の担当者メモに記録された保有個人情報であると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の記載内容に照らせば、上記諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (34) 文書36の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話聴取書の聴取内容、相手方欄(被聴取者の情報)、当方欄(聴取者の情報)、場所欄、件名欄であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分には、特定地方法務局における関係者への事情聴取に係る事項が具体的に記載されており、これが開示されることになれば、担当者が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、率直な調査、意見聴取等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (35) 文書37の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話・口頭聴取書の聴取内容、相手方欄（被聴取者の情報）、担当者欄（聴取者の情報）、場所欄及び件名欄並びに、担当者メモに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の内容は、俸給の修正に伴う年末調整についての国税局への問合せ（一般的な税務相談）及びその対応作業等に関するものであり、その内容に照らせば、これを開示しても、今後同様の案件において、諮問庁の説明する意思決定の中立性が担保できなくなるなどの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### (36) 文書38の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話聴取書の聴取内容、相手方欄（被聴取者の情報）、当方欄（聴取者の情報）、場所欄、件名欄に記録された保有個人情報である。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の内容に照らせば、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (37) 文書39の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話聴取書の聴取内容（電話番号を含む。）、相手方欄（被聴取者の情報（電話番号を含む。））、担当者欄（聴取者の情報）、場所欄、件名欄に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、上記（1）アと同様の内容に加え、相手方欄中の電話番号及び聴取内容中の電話番号については、ホームページ等で対外的に公表されていない情報であり、これらの番号、アドレスは、職員、関係機関担当者等との間での連絡に用いられるものであり、開示することになれば、外部の者がこれらを目だりに利

用することにより、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨補足して説明する。

これを検討すると、当該不開示部分（電話番号を除く。）の内容に照らせば、これを開示しても、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

標記の電話番号については、ホームページ等で対外的に公表されていない情報であることから、これを開示すると、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (38) 文書40の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話聴取り書の聴取内容、相手方欄（被聴取者の情報）、担当者欄（聴取者の情報）、場所欄、件名欄に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、当該不開示部分の記載内容に照らせば、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (39) 文書42の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記録されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (40) 文書45の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記録されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4 1) 文書 4 6 の不開示部分について

標記の不開示部分は、P 1 1 の内線番号であると認められる。

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、上記(5)サと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(4 2) 文書 4 7 の不開示部分について

標記の不開示部分は、P 2 1 の決裁の伺い文欄及び担当者の手書きメモ、P 2 1 の内線番号、P 4 7、P 4 8、P 1 0 2、P 1 0 3、P 1 0 9 及び P 1 1 0 の URL、P 5 3 ないし P 5 7 の全部、P 5 8 ないし P 7 0 の全部並びに P 1 1 0 のメール文書の全部に記録された保有個人情報であると認められる。

ア P 2 1 の決裁の伺い文欄及び担当者の手書きメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、特定地方法務局における苦情処理申出に関する検討・調査過程に関する情報であり、具体的な調査方針が記載されているが、これが開示されることになれば、担当職員は、申出人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、率直な検討、調査等を行うことができず、ひいては、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の記載内容に照らせば、上記の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ P 4 7、P 4 8、P 1 0 2、P 1 0 3、P 1 0 9 及び P 1 1 0 の URL について

標記の不開示部分は、特定地方法務局に設置されている専用端末に関する URL の情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ P 5 3 ないし P 5 7 の全部及び P 5 8 ないし P 7 0 の全部について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該文書は、評価結果に対する苦情申出に関する決裁の添付書類であるが、内容の性質上、その一部でも開示されれば、被評価者から反発、苦情、非難等を受けることや、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によってその後の業務運営が困難になることを恐れ、評価者において、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態も想定され、その結果、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適切な人事評価を行うことができなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の記載内容に照らせば、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ P110のメール文書（URLを除く。）の全部について

標記の不開示部分は、メール文書のメール送信者の情報、宛先、日付、件名、メール本文、添付ファイルの名称に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（1）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分は、特定地方法務局の職員から部内の関係職員宛てに連絡したメール文書であり、関係職員に対する具体的な報告内容等が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（43）文書48の不開示部分について

標記の不開示部分は、P111及びP112のURLに記録された保有個人情報であり、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（44）文書49の不開示部分について

標記の不開示部分は、P199、202及びP203のURLに記録された保有個人情報であり、特定地方法務局に設置されている専

用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（４５）文書50の不開示部分について

標記の不開示部分は、電話録取書の聴取内容、相手方欄（被聴取者の情報）、当方欄（聴取者の情報）及び件名欄に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定地方法務局における関係者への事情聴取に係る聴取者の氏名及び聴取内容等が具体的に記載されており、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に、被聴取者が申立人との関係への影響を憂慮して聴取に応じることを拒否するおそれや、担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあることは否定できず、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分の記載内容に照らせば、上記の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（４６）文書51の不開示部分について

標記の不開示部分は、P206の決裁文書の内線番号及び担当者のメモ、P208ないしP215の「第3 苦情申出に対する当職意見」欄及び「第4 その他参考事項」欄、P215「第5 提出書類」の（５）の欄、P243、P244及びP334のURL、P339及びP340の全部、P341ないしP344の人事評価記録書の一部であると認められる。

ア P206の決裁文書の内線番号について

当該内線番号について当事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、上記（５）サと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ P206の担当者のメモについて

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下の

とおりに説明する。

特定地方法務局においての検討過程等に関する情報であり、具体的な検討内容が記載されているが、これが開示されることになれば、担当職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

これを検討すると、標記の不開示部分には、当該決裁内容についての具体的な調整内容が含まれていることから、その記載内容に照らせば、これを開示すると、今後の同種事案において、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは、妥当である。

ウ P208ないしP215の「第3 苦情申出に対する当職意見」欄及び「第4 その他参考事項」欄について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおりに説明する。

当該不開示部分は、苦情処理に係る職員間の対応方針等の協議・検討内容に関する情報であり、当該情報が開示されることになれば、今後苦情処理に関する職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、その結果、率直な協議、検討等を行うことができず、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分は、審査請求人の苦情申出に対する特定地方法務局長の意見等であることから、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することはできない。

したがって当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

エ P215の「第5 提出書類」の(5)について

標記の不開示部分は、文書5のP320及びP470の「第5 提出書類」の(5)の不開示部分と同様の内容であることから、上記(5)カと同様の理由により、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ P243, P244及びP334のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分は、上記(1)イと同様の理由により、14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ P339及びP340の全部について

標記の不開示部分は、P339及びP340の文書全部であるところ、当該文書は、文書5のP444及びP445の電話録取書と同様のものであると認められる。

そうすると、文書5のP444及びP445の電話録取書に記載された不開示部分については、上記(5)イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、その余の不開示部分(相手方、当方、件名及び電話の内容部分を除いた部分)については、文書5のP444及びP445の電話録取書で開示されていることから、これを開示しても、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ P341ないしP344の人事評価記録書の不開示部分について

標記の不開示部分(下記で検討する部分を除く。)は、上記(5)シと同様の理由により、法14条7号ニの不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記の不開示部分のうち評価項目1<倫理>の評価者の評語、評価項目3<協調性>の評価者の評語、評価項目4<説明>の評価者の評語、評価項目5<業務遂行>の評価者の評語は、本件対象保有個人情報その他の部分で開示されており、審査請求人が知り得る情報であることから、評価項目1, 3, 4, 5の評語は、これを開示しても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当せず、開示すべきである。

(47) 文書52の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書及びメールに記載された内容に関する文書（添付文書）の一部並びにそれらの文書に関する処理方針案を記載した担当者の手書きメモの全部に記録された保有個人情報であり、当該メール文書には、メール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURL等が記載され、担当者の手書きメモが付記されていると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

P345ないしP414の文書は、特定地方法務局と関係機関との間における連絡・調整等の内容を具体的かつ詳細に記載したもので、作成用途に照らして、全体で一つの行政文書であるところ、標記の不開示部分が一部でも開示されることになれば、今後同様の案件の際に、担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、標記の不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局と関係機関との間における連絡・調整等の内容を具体的かつ詳細に記載したものであると認められ、関係職員の氏名や官職等も含まれていることからすると、これを開示すれば、今後同様の案件の際に、担当職員が、不当な働き掛け等を受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （48）文書53の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書及びメールに記載された内容に関する文書（添付文書）の一部並びにそれらの文書に関する事項を記載した担当者の手書きメモの全部に記録された保有個人情報であり、当該メール文書には、メール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURL等が記載され、担当者の手書きメモが付記されていると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

標記の不開示部分は、特定地方法務局においての関係機関との連絡・調整等に関する情報であり、検討や調査の過程で連絡調整を行っている職員の所属・氏名、具体的な調整内容が記載されており、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれがあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、上記の諮問庁の説明は、当該不開示部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （49）文書54の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書及びメールに記載された内容に関する文書（添付文書）の一部並びにそれらの文書に関する処理方針案等を記載した担当者の手書きメモの全部に記録された保有個人情報であり、当該メール文書には、メール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURL等が記載され、担当者の手書きメモが付記されていると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（48）と同様であった。

これを検討すると、上記の諮問庁の説明は、当該不開示部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情

報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（50）文書 55 の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書中の URL 及び付記された担当者の手書きメモに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして、標記の不開示部分のうち、担当者の手書きメモ部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

標記の不開示部分は、特定地方法務局における苦情処理申出に関する検討・調査過程に関する情報であり、具体的な調査方針が記載されているが、これが開示されることになれば、担当職員は、申出人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、率直な検討、調査等を行うことができず、ひいては、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分は、申出人（審査請求人）からの問合せを受けた対応に関するもので、担当職員と申出人（審査請求人）の間の電話連絡に関する担当職員の所見が含まれており、これを開示すると、担当職員が、審査請求人から、反発、苦情、非難等を受け、その結果、今後の同種事案において、率直な検討、調査等を行うことができず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうち URL について検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関する URL の情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（51）文書 56 の不開示部分について

標記の不開示部分は、P 472 の内線番号、P 477 の「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄の全部、P 478 のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称、URL に記録された保有個人情報であると認められる。

ア P 472 の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、上記（５）サと同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ P 4 7 7 の「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄の全部について  
標記の不開示部分は、文書 3 の P 9 4 の不開示部分のうち、P 4 7 7  
で開示されている項目名を除いた部分と同様であることから、上記  
（３）イ（イ）と同様の理由により、当該不開示部分は、法 14 条 7 号  
柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本  
文、添付ファイルの名称及び URL について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性につ  
いて更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと  
同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分（URL を除く。）は、関係機  
関の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書であり、  
当該メールの送信者や宛先には関係職員の氏名や官職も含まれており、  
また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを  
開示すると、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受ける  
ことを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中  
立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ  
がある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開  
示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうち URL について検討すると、当該不開  
示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関する URL  
の情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、  
法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （５２）文書 5 7 の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛  
先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及び URL 並びに添付ファイ  
ルの内容に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性につ  
いて更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様  
であった。

これを検討すると、標記の不開示部分（URL を除く。）は、関係機関  
の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書であり、当  
該メールの送信者や宛先には関係職員の氏名や官職も含まれており、また、  
関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示する

と、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(53) 文書58の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(54) 文書59の不開示部分について

標記の不開示部分は、P484及びP486のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURLに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分(URLを除く。)の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分であるメール文書は、特定地方法務局の職員から審査請求人以外の苦情申出に係る関係職員宛てに送付した苦情処理結果通知書を送付した際のメール文書であり、当該メールの添付文書である関係職員宛ての苦情処理結果通知書は宛名も含め全部開示されていると認められる。

そして、苦情を申し出た審査請求人本人に対しても、上記の関係職員宛てと同様のメール文書が送付されていると認められる。

そうすると、不開示となっている関係者宛てに送付されたメール文書の内容(当該メール文書の宛名を含む。)は、審査請求人に容易に推測できる情報であると認められることから、当該不開示部分を開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは、認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示

部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（55）文書60の不開示部分について

標記の不開示部分は、P487及びP489のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURLに記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分（URLを除く。）の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分であるメール文書は、特定地方法務局の職員から審査請求人以外の苦情申出に係る関係職員宛てに送付した苦情処理結果通知書を送付した際のメール文書であり、当該メールの添付文書である当該関係職員宛ての苦情処理結果通知書は宛名も含め全部開示されていると認められる。

そして、苦情を申し出た審査請求人本人に対しても、上記の関係職員宛てと同様のメール文書が送付されていると認められる。そうすると、上記（54）と同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（56）文書61の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（57）文書62の不開示部分について

標記の不開示部分は、P492及びP493のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURLに記録された保有個人情報であると認められる。なお、当審査会において本件開示実施保有個人情報を確認したところ、当該メール文書に記載された添付ファイルの名称がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に当該部分に係る記載はなく、当該部分は原処分においては不開示

とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの送信者や宛先には関係職員の氏名や官職も含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が不当な働き掛けを受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法１４条７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （５８）文書６３の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURLであると認められる。なお、当審査会において本件開示実施保有個人情報を確認したところ、当該メール文書に記録された添付ファイルの名称がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、原処分に係る開示決定通知書の「２ 不開示とした部分とその理由」に当該部分に係る記載はなく、当該部分は原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分（URLを除く。）は、関係機関の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの送信者や宛先には関係職員の氏名や官職も含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が不当な働き掛けを受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保

できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (59) 文書64の不開示部分について

標記の不開示部分は、メール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURLであると認められる。なお、当審査会において本件開示実施保有個人情報を確認したところ、当該メール文書に記録された添付ファイルの名称がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に当該部分に係る記載はなく、当該部分は原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分(URLを除く。)の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分(URLを除く。)は、特定地方法務局の職員から関係機関の職員宛てに連絡したメール文書であり、当該メールの送信者や宛先には関係職員の氏名や官職も含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に、担当職員が不当な働き掛けを受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (60) 文書65の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関

するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（61）文書66の不開示部分について

標記の不開示部分は、P502の内線番号、P504及びP506の東京法務局苦情処理委員会の審理結果並びにP508のURLに記録された保有個人情報であると認められる。

ア P502の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、上記（５）サと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ P504及びP506の東京法務局苦情処理委員会の審理結果について

標記の不開示部分には、文書3のP94の不開示部分と同旨の情報が記載されていると認められることから、上記（３）イ（イ）と同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ P508のURLについて

標記の不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（１）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（62）文書67の不開示部分について

標記の不開示部分は、P509及びP510のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文及びURL並びに処理に関する担当者の手書きメモに記録された保有個人情報であると認められる。なお、当審査会において本件開示実施保有個人情報を確認したところ、当該メール文書に記録された添付ファイルの名称がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に当該部分に係る記載はなく、当該部分は原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記（１）アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分（URLを除く。）は、関係機関の職員から特定地方法務局の職員宛てに連絡したメール文書等であり、当該メールの送信者や宛先には関係職員の氏名や官職も含まれており、また、関係機関との具体的な調整内容が含まれていることから、これを開示すると、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けることを恐れて、率直な協議、検討等を行うことができず、意思決定の中立性が担保できなくなるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （63）文書68の不開示部分について

標記の不開示部分は、P516の内線番号、決裁文書の件名、伺い文及びP517ないしP588の添付文書等に記録された保有個人情報であると認められる。

##### ア P516の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、上記（5）サと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

##### イ P516の決裁文書の件名、伺い文及びP517ないしP588の添付文書等について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、特定地方法務局においての関係機関との連絡・調整等に関する情報及び特定地方法務局における人事管理に関する情報であることから、これが開示されることになれば、今後同様の案件の際に担当職員が不当な働き掛けを受けるおそれあるほか、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ、事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれ及び人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分は、特定地方法務局の関係機関との人事管理に関する情報を含む連絡・調整等に関するものであると認められ、当該決裁文書及び添付文書の内容に照らせば、これを開示すると、担当職員が不当な働き掛けを受け、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じることが否定できない。

したがって、当該不開示部分は、これを開示すると、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (64) 文書69の不開示部分について

標記の不開示部分は、P589ないし590、P596及びP597のメール文書に記載されたメール送信者の情報、宛先、件名、メール本文、URL及び担当者の手書きのメモ等並びにP591ないしP595の人事管理に関する文書の全部に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、上記(1)アと同様であった。

これを検討すると、標記の不開示部分(URLを除く。)は、関係機関との人事管理に関する情報を含む連絡・調整等に関するものであると認められ、当該文書の内容に照らせば、これを開示すると、担当職員が不当な働き掛けを受け、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じることが否定できない。

したがって、当該不開示部分は、これを開示すると、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (65) 文書70の不開示部分について

標記の不開示部分は、平成〇年〇月〇日付けの特定支局長から特定地方法務局総務課長宛での「個人メモ厳秘」と記載がある文書の内容部分及び添付文書の全部に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分には、所属長が作成した人事異動に関する報告における人事異動に係る所属長の所見及びそれを裏付ける資料に関する情報が含まれているところ、これらの情報は対象職員に開示されないことを前提としており、開示することとなれば、所属長や人事事務担当者が、対象職員から反発、苦情、非難等を受けることや、対象職員との間の信頼関係が失われることを恐れ、人事異動に関して率直かつ詳細な意見の記載を避けることも想定され、その結果、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適正な人事異動を行うことができなくなることにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、「個人メモ厳秘」と記載がある文書の記載内容や添付文書の記載内容に照らせば、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (66) 文書72の聴取書の不開示部分について

標記の不開示部分は、聴取書の件名の一部に記録された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

標記の不開示部分は、単なる誤記であるが、当該部分が開示されると、審査請求人に対し不要な誤解を与え、反発、苦情、非難等を受けるおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そこで検討すると、標記の聴取書は、審査請求人（被聴取者）の人事異動について、審査請求人に聴取した内容が記載されているものであるところ、件名部分には、その全部に取消し線が引かれた不動文字の件名及び手書きの「人事異動について」という件名の双方が記載されており、そのうち、標記の不開示部分は、その全部に取消し線が引かれた不動文字の件名部分に記録された保有個人情報であると認められる。

そうすると、諮問庁が説明するとおり、当該不開示部分は誤記であると認められるところ、その記載内容に照らせば、これを開示すると、審査請求人（被聴取者）に対し、無用な誤解を与え、人事異動について聴取及び聴取書を作成した担当者が反発、苦情、非難等を受けるおそれがないとはいえないことから、人事管理に関する事務に関し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び7号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であ

る。

(67) 文書73の不開示部分について

標記の不開示文書は、P18のメール文書に記載された件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURL並びにP19ないしP22の添付文書の全部に記載された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

標記の不開示部分（URLを除く。）は、特定地方法務局における人事異動計画に関する連絡・調整・打合せに関する情報であり、これを開示することになると、対象職員から反発、苦情、非難等を受けるおそれがあり、対象職員との間の信頼関係が失われることを恐れ、人事異動に関して適切な事務処理ができなくなり、ひいては、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分であるメール本文の内容や添付文書の記載内容に照らせば、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記(1)イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(68) 文書74の不開示部分について

標記の不開示部分は、P23のメール文書に記載された件名、メール本文、添付ファイルの名称及びURL並びにP24ないしP27の添付文書の全部に記載された保有個人情報であると認められる。

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

メール文書の不開示部分は、特定地方法務局における検討過程等に関する情報であり、具体的な検討内容が記載されているが、これが開示されることになれば、担当職員は、申立人から、反発、苦情、非難等を受けることによって、その後の業務運営が困難になることをおそれ、申立人に有利になるように意見を付す事態も想定され、率直な協議、検討等を行うことができず、ひいては、恣意的な結論に至るなどして意思決定の中立性が担保できなくなるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

添付文書の不開示部分は、所属長が作成した人事異動に関する報告における人事異動に係る所属長の所見及びそれを裏付ける資料に関する情報が含まれているところ、これらの情報は対象職員に開示されないことを前提としており、開示することとなれば、所属長や人事事務担当者が、対象職員から反発、苦情、非難等を受けることや、対象職員との間の信頼関係が失われることを恐れ、人事異動に関して率直かつ詳細な意見の記載を避けることも想定され、その結果、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適正な人事異動を行うことができなくなることにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分（URLを除く。）であるメール本文の内容や添付文書の記載内容に照らせば、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

次に、標記の不開示部分のうちURLについて検討すると、当該不開示部分には、特定地方法務局に設置されている専用端末に関するURLの一情報が記載されていると認められる。

そうすると、上記（1）イと同様の理由により、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （69）文書75の不開示部分について

標記の不開示部分は、P28の決裁文書中の内線番号、P29ないしP33の決裁文書の別紙としての人事異動計画に記録された保有個人情報であると認められる。

##### ア P28の内線番号について

当該内線番号について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対外的に公表されていない特定地方法務局の内線番号であるが、この内線番号は審査請求人が知り得るものであるとのことであった。

そうすると、当該内線番号は、審査請求人が知り得る内線番号であることから、これを開示しても、職員間の円滑な情報伝達が妨げられ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが新たに生じるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

##### イ P29ないしP33の決裁文書中の別紙について

当審査会事務局職員をして標記の不開示部分の不開示情報該当性について更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、特定地方法務局における人事異動計画に関する情報であり、これらの情報は開示されないことを前提としており、開示することとなれば、人事事務担当者が、職員から反発、苦情、非難等を受けることをおそれ、適正な人事異動の立案をためらうなど、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

これを検討すると、当該不開示部分は、特定地方法務局における人事異動計画に関する情報であり、これを開示すると、職員がその計画内容と実際に行われた人事異動の内容を比較することなどにより、人事事務担当者に対して反発、苦情、非難等をする事は否定できないことから、今後、適正な人事異動が行われなくなるなど、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、別表4に掲げる部分を除く部分は、同条2号並びに7号柱書き及びニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表4に掲げる部分は、同条2号並びに7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別表1 処分庁が特定した本件対象保有個人情報記録された文書（受付第5号関係）

文書番号	ページ番号 (文書の右下記載の番号)	文書名	開示・不開示の有無等	原処分（開示決定通知書）に記載された不開示部分	原処分における不開示理由
1	1～79	通知（給与審査申立）	部分開示	メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL	②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き
2	80～88	決裁	部分開示	メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL	②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き
3	89～95	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL	
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	

4	96～102	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL	
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
5	103～498	決裁	部分開示	開示請求者以外の者から聴取した情報（被聴取者，聴取者，聴取場所，件名を含む。）	①14条2号 ②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き ④14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	
				URL	
				内線番号	
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	

6	499	電話・口頭聴取書	部分開示	開示請求者以外の者から聴取した情報（被聴取者，聴取者，聴取場所，件名を含む。）	⑤14条7号ニ
7	500～503	決裁	全部開示		
8	504～549	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
				メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL	
9	550～626	決裁	部分開示	開示請求者以外の者の電話番号，メールアドレス	①14条2号 ③14条7号柱書き ④14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
				内線番号	
				メール送信	

				者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL	
10	627～631	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	②14条7号柱書き， ⑤14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
11	632～803	決裁	部分開示	開示請求者以外の者の電話番号，メールアドレス	①14条2号 ②14条7号柱書き， ⑤14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
12	804～814	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	②14条7号柱書き， ③14条7号柱書き ④14条7号柱書き

				決裁及び関連 文書中，人事 管理に係る事 務に関する情 報 内線番号 メッセージ送 信者，宛先， 件名，本又， 添付ファイル のファイル 名，URL	⑤ 1 4 条 7 号ニ
1 3	8 1 5	決裁	部分開 示	メール送信 者，宛先，件 名，本文，担 当者メモ	② 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
1 4	8 1 6	メール	部分開 示	メール送信 者，宛先，件 名，本文，担 当者メモ	② 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
1 5	8 1 7 ~ 8 2 5	メール	部分開 示	下書きメール に係る差出 人，宛先，件 名，本文，U R L，担当者 メモ	② 1 4 条 7 号柱書き ③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
1 6	8 2 6	メール	部分開 示	メール送信 者，宛先，件 名，本文，U R L	② 1 4 条 7 号柱書き ③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
1 7	8 2 7 ~ 8 3 1	メール	部分開 示	決裁及び関連 文書中，人事 事務処理につ いての協議・ 検討内容	② 1 4 条 7 号柱書き ③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7

				に関する情報 決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報 メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL，担当者メモ	号ニ
18	832	メール	部分開示	下書きメールに係る差出人，宛先，件名，本文，URL，添付ファイルのファイル名	③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
19	833	電話聴取書	部分開示	開示請求者以外の者から聴取した情報（被聴取者，聴取者，聴取場所，件名を含む。）	⑤14条7号ニ
20	834	決裁	部分開示	下書きメールに係る差出人，宛先，件名，本文，URL，添付ファイルのファイル名	③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
21	835～836	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理につ	②14条7号柱書き ③14条7

				いての協議・ 検討内容に関 する情報 メール送信 者，宛先，件 名，本文，添 付ファイルの ファイル名， URL 決裁及び関連 文書中，人事 管理に係る事 務に関する情 報	号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
2 2	8 3 7	決裁	部分開 示	下書きメッセ ージに係る差 出人，宛先， 件名，本文， URL，添付 ファイルのフ ァイル名	③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
2 3	8 3 8 ~ 8 4 5	決裁	部分開 示	決裁及び関連 文書中，人事 事務処理につ いての協議・ 検討内容に関 する情報 決裁及び関連 文書中，人事 管理に係る事 務に関する情 報	② 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
2 4	8 4 6 ~ 8 6 5	決裁	部分開 示	決裁及び関連 文書中，人事 事務処理につ いての協議・ 検討内容に関	② 1 4 条 7 号柱書き ③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7

				<p>する情報</p> <p>開示請求者以外の者から聴取した情報（被聴取者，聴取者，聴取場所，件名を含む。）</p> <p>メッセージ送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL，担当者メモ</p> <p>決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報</p>	号二
25	866	メール	部分開示	<p>メール送信者，宛先，件名，本文URL</p>	<p>②14条7号柱書き</p> <p>③14条7号柱書き</p> <p>⑤14条7号二</p>
26	867～887	電話聴取書	部分開示	<p>決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報</p> <p>決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報</p>	<p>②14条7号柱書き</p> <p>⑤14条7号二</p>

27	888～890	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報	②14条7号柱書き ④14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				内線番号	
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
28	891～895	メール	部分開示	メール送信者，宛先，件名，本文，添付ファイルのファイル名，URL，担当者メモ，添付ファイル全部	②14条7号柱書き ③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
29	896～937	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	⑤14条7号ニ
30	938～1072	決裁	部分開示	内線番号	④14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
31	1073	電話聴取書	部分開示	開示請求者以外の者から聴取した情報（被聴取者，聴取者，聴取場所，件名を	⑤14条7号ニ

				含む。)	
32	1074～ 1077	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取 場所，件名を 含む。)	⑤14条7 号ニ
33	1078～ 1083	決裁	部分開 示	メッセージ送 信者，宛先， 件名，本文， URL，添付 ファイルのフ ァイル名，担 当者メモ	③14条7 号柱書き ⑤14条7 号ニ
34	1084～ 1086	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取 場所，件名， 担当者メモを 含む。)	⑤14条7 号ニ
35	1087～ 1091	口頭聴取書	全部開 示		
36	1092～ 1094	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取 場所，件名を 含む。)	⑤14条7 号ニ
37	1095～ 1096	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取	⑤14条7 号ニ

				場所，件名， 担当者メモを 含む。)	
38	1097	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取 場所，件名を 含む。)	⑤14条7 号ニ
39	1098	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取 場所，件名を 含む。)	⑤14条7 号ニ
40	1099	電話聴取書	部分開 示	開示請求者以 外の者から聴 取した情報 (被聴取者， 聴取者，聴取 場所，件名を 含む。)	⑤14条7 号ニ

別表2 処分庁が特定した本件対象保有個人情報記録された文書（受付第6号関係）

文書番号	ページ番号（文書の右下記載の番号）	文書名	開示・不開示の有無等	原処分（開示決定通知書）に記載された不開示部分	原処分における不開示理由
41	1～2	苦情処理申出書	全部開示		
42	3～5	メール	部分開示	URL	③14条7号柱書き
43	6～7	対話記録	全部開示		
44	8	対話記録	全部開示		
45	9～10	メール	部分開示	URL	③14条7号柱書き
46	11～20	決裁	部分開示	内線番号	④14条7号柱書き
47	21～110	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中、人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報 メール送信者、宛先、件名、メール本文、添付ファイルのファイル名、URL	②14条7号柱書き ③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
48	111～112	メール	部分開示	URL	③14条7号柱書き
49	113～203	意見書	部分開示	URL	③14条7号柱書き
50	204～205	電話聴取書	部分開示	開示請求者以外の者から聴取した情報（被聴取	②14条7号柱書き

				者，聴取者，聴取場所，件名を含む。)	
5 1	2 0 6 ~ 3 4 4	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中，人事事務処理についての協議・検討内容に関する情報 URL 内線番号 決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	② 1 4 条 7 号柱書き ③ 1 4 条 7 号柱書き ④ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
5 2	3 4 5 ~ 4 1 4	決裁	部分開示	メール送信者，宛先，件名，メール本文，添付ファイルのファイル名，URL 決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
5 3	4 1 5 ~ 4 6 4	メール	部分開示	メール送信者，宛先，件名，メール本文，添付ファイルのファイル名，URL メール及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ
5 4	4 6 5 ~ 4 7 0	決裁	部分開示	メール送信者，宛先，件名，メール本文，添付ファイルのファイル名，URL	③ 1 4 条 7 号柱書き ⑤ 1 4 条 7 号ニ

				決裁及び関連文 言中，人事管理 に係る事務に関 する情報	
55	471	メール	部分開 示	メール及び関連 文書中，人事事 務処理について の協議・検討内 容に関する情報  URL	②14条7 号柱書き ③14条7 号柱書き
56	472～ 478	決裁	部分開 示	メール送信者， 宛先，件名，メ ール本文，添付 ファイルのファ イル名，URL  内線番号  決裁及び関連文 書中，人事管理 に係る事務に関 する情報	③14条7 号柱書き ④14条7 号柱書き ⑤14条7 号ニ
57	479～ 480	メール	部分開 示	メール送信者， 宛先，件名，メ ール本文，添付 ファイルのファ イル名，URL  メール及び関連 文書中，人事管 理に係る事務に 関する情報	③14条7 号柱書き ⑤14条7 号ニ
58	481～ 483	メール	部分開 示	URL	③14条7 号柱書き
59	484～ 486	メール	部分開 示	メール送信者， 宛先，件名，メ ール本文，添付 ファイルのファ イル名，URL	③14条7 号柱書き ⑤14条7 号ニ
60	487～	メール	部分開	メール送信者，	③14条7

	489		示	宛先, 件名, メール本文, 添付ファイルのファイル名, URL	号柱書き ⑤14条7号ニ
61	490～ 491	メール	部分開示	URL	③14条7号柱書き
62	492～ 493	メール	部分開示	メール送信者, 宛先, 件名, メール本文, URL	③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
63	494～ 495	メール	部分開示	メール送信者, 宛先, 件名, メール本文, URL	③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
64	496～ 498	メール	部分開示	メール送信者, 宛先, 件名, メール本文, URL	③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
65	499～ 501	メール	部分開示	URL	③14条7号柱書き
66	502～ 508	決裁	部分開示	URL	③14条7号柱書き
				内線番号 決裁及び関連文書中, 人事管理に係る事務に関する情報	④14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
67	509～ 515	決裁	部分開示	メール送信者, 宛先, 件名, メール本文, URL	③14条7号柱書き ⑤14条7号ニ
68	516～ 588	決裁	部分開示	内線番号	④14条7号柱書き
				決裁及び関連文書中, 人事管理に係る事務に関する情報	⑤14条7号ニ
69	589～ 597	決裁	部分開示	決裁及び関連文書中, 人事管理	③14条7号柱書き

				に係る事務に関する情報	⑤ 1 4 条 7 号ニ
				メール送信者, 宛先, 件名, メール本文, U R L	

別表3 処分庁が特定した本件対象保有個人情報記録された文書（受付第7号関係）

文書番号	ページ番号（文書の右下記載の番号）	文書名	開示・不開示の有無等	原処分（開示決定通知書）に記載された不開示部分	原処分における不開示理由
70	1～10	平成○年○月○日付け「○○総務課長様（個人メモ厳秘）」と称する書面	部分開示	書面及び関連文書中、人事管理に係る事務に関する情報	② 14条7号柱書き ⑤ 14条7号ニ
71	11～14	電話・口頭聴取書	全部開示		
72	15～17	聴取書	部分開示	件名の一部	① 14条2号
73	18～22	メール	部分開示	メール件名，メール本文，添付ファイルのファイル名，URL	③ 14条7号柱書き ⑤ 14条7号ニ
				メール及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
74	23～27	メール	部分開示	メール件名，メール本文，添付ファイルのファイル名，URL	③ 14条7号柱書き ⑤ 14条7号ニ
				メール及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	
75	28～33	人事異動計画決裁	部分開示	内線番号	④ 14条7号柱書き ⑤ 14条7号ニ
				決裁及び関連文書中，人事管理に係る事務に関する情報	

別表1ないし別表3の「原処分における不開示理由」欄に記載されている不開示理由の①ないし⑤は、以下のとおりである。

- ① 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当することから不開示とした。
- ② 本件開示請求に係る保有個人情報には、人事事務処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人事事務処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
- ③ 本件開示請求に係る保有個人情報には、特定地方法務局に設置された専用端末に関するURL（公開されていないもの）が記載されているところ、これは、その一部でも開示されることとなれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、この情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
- ④ 本件開示請求に係る保有個人情報には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている電話番号が記載されているところ、ホームページ等で対外的に公表されている電話番号以外の番号については、公にすることが予定されておらず、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらのみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
- ⑤ 本件開示請求に係る保有個人情報には、人事管理に係る事務に関する情報が含まれており、このような情報が開示されることになれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号ニに該当するため不開示とした。

別表4 開示すべき部分

文書番号	ページ番号 (保有個人情報 が記録された文書 の右下記載 の番号)	開示すべき部分
3	94	不開示部分の全部
4	101	3 照会事項Ⅱの3「苦情相談について」 欄の全部
5	103	内線番号
	108	18行目1文字目ないし17文字目 19行目1文字目ないし17文字目 20行目1文字目ないし17文字目 21行目1文字目ないし17文字目 22行目1文字目ないし17文字目
	142及び 143	能力評価の評価項目1<倫理>の評価者の 評語, 評価項目3<協調性>の評価者の評 語, 評価項目4<説明>の評価者の評語, 評価項目5<業務遂行>の評価者の評語
	143	能力評価の評価者の全体評語欄の全部
	186	内線番号
	320	第4の標題
		「第5 提出書類」の(5)の不開示部分 の全部
	446及び 447	能力評価の評価項目1<倫理>の評価者の 評語, 評価項目3<協調性>の評価者の評 語, 評価項目4<説明>の評価者の評語, 評価項目5<業務遂行>の評価者の評語
	452	担当者メモの不開示部分の全部
454	「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄 の不開示部分の全部	

	4 5 7	「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄の不開示部分の全部
	4 7 0	第4の標題
		「第5 提出書類」の(5)の不開示部分の全部
	4 7 1	1行目ないし4行目
8	5 0 8 及び 5 0 9	能力評価の評価項目1<倫理>の評価者の評語, 評価項目3<協調性>の評価者の評語, 評価項目4<説明>の評価者の評語, 評価項目5<業務遂行>の評価者の評語
9	5 5 0	内線番号
	5 7 9	不開示部分の全部
	6 1 4	携帯電話番号
	6 1 9	特定支局長欄の不開示部分の全部
1 1	6 4 8	第4の標題
		「第5 提出書類」の(5)の不開示部分の全部
	8 0 3	不開示部分の全部
1 2	8 0 4	内線番号
	8 1 4	メールソフトの情報
1 5	8 1 7	メールソフトの情報
1 6	8 2 6	件名の全部
		メールソフトの情報
1 8	8 3 2	メールソフトの情報
2 0	8 3 4	メールソフトの情報
2 2	8 3 7	メールソフトの情報

25	866	1行目の全部
		メールソフトの情報
26	869	18行目1文字目ないし17文字目 19行目1文字目ないし17文字目 20行目1文字目ないし17文字目 21行目1文字目ないし17文字目 22行目1文字目ないし17文字目
27	888	内線番号
28	891	メールソフトの情報
29	896	内線番号
	902ないし904	特定地方法務局の局長，次長の氏名及び新旧職名の表の不開示部分の全部
	906	18行目1文字目ないし17文字目 19行目1文字目ないし17文字目 20行目1文字目ないし17文字目 21行目1文字目ないし17文字目 22行目1文字目ないし17文字目
30	938	内線番号
37	1095及び1096	不開示部分の全部
39	1098	電話番号を除く全部
46	11	内線番号
51	206	内線番号
	215	「第5 提出書類」の(5)の不開示部分の全部
	339及び340	相手方欄，当方欄，件名欄及び聴取内容を除いた不開示部分全部
	341及び342	能力評価の評価項目1<倫理>の評価者の評語，評価項目3<協調性>の評価者の評語，評価項目4<説明>の評価者の評語，評価項目5<業務遂行>の評価者の評語

5 6	4 7 2	内線番号
	4 7 7	「3 苦情処理申出に対する審理結果」欄 の不開示部分の全部
5 9	4 8 4	メール文書の全部（URLを除く。）
	4 8 6	メール文書の全部（URLを除く。）
6 0	4 8 7	メール文書の全部（URLを除く。）
	4 8 9	メール文書の全部（URLを除く。）
6 6	5 0 2	内線番号
	5 0 4	不開示部分の全部
	5 0 6	不開示部分の全部
6 8	5 1 6	内線番号
7 5	2 8	内線番号